

**「子ども性暴力防止法」が  
2026年12月25日にスタートします。**

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

**【事業者求められる取組】**

- ・日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ・子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ・性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

**【実習生に関する留意点】**

- ・実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。本学の教職課程・保育士養成課程は以下のとおりですが、性犯罪前科が確認された場合、子どもと接する実習ができないことにより、免許・資格の取得はできません。

<本学の教職課程・保育士養成課程で取得できる免許・資格一覧>

学部	学科	免許・資格
人間社会学部	総合心理学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	子ども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 保育士
	国際学科	中学校教諭一種免許状(社会／英語) 高等学校教諭一種免許状(公民／地理歴史／英語)

・本学では、こどもと接する実習を行う見込みがある学生(子ども教育学科入学者、総合心理学科及び国際学科教職課程履修者)に対して、下記の書類の提出をお願いする予定です。これらの書類は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。

- ▶ 同意書(犯罪事実確認に関する同意)
- ▶ 誓約書(特定性犯罪前科がない旨の誓約)

本学にて免許・資格の取得を希望される方は、上記内容を十分にご理解のうえ、ご出願・ご入学をご検討ください。

### 【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

・こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

リンク:<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

### 【問い合わせ先】

担当部署:学生支援課 教職・実習センター担当  
電話番号:045-922-7711